

## あいクリニック通所リハビリテーション及び 介護予防通所リハビリテーション（以下通所リハビリテーション） 運営規程

### （運営規程設置の主旨）

第1条 社会医療法人河北医療財団が開設する「あいクリニック」（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション（以下通所リハビリテーション）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

### （事業の目的）

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者的心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

### （運営の方針）

第3条 当通所リハビリテーション事業の運営の方針は次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーション事業では、利用者本人が望む活動を通して家庭生活での日常生活活動の拡大、介護者負担の軽減、生活レベルの維持および社会性の拡大を目指します。
- (2) 利用者自身が選択し、自らの意思で参加できるメニュー構成を旨とし、利用者のいきがい生活を支援します。
- (3) それぞれの身体機能、精神機能の状態、またそれぞれの希望に合わせたコースを複数設定し、利用者のニーズに個別的に応えます。
- (4) 地域の中で有効な社会資源となれるよう、通所リハビリテーション事業としての役割を常に考え、適正なサービスを提供していきます。
- (5) 利用者自身の生活の中での不安と共に、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう、常に利用者、ご家族の生活全般の相談に応えていきます。

### （施設の名称及び所在地等）

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 社会医療法人河北医療財団 あいクリニック
- (2) 開設年月日 平成28年12月1日
- (3) 所在地 東京都多摩市貝取1431-3
- (4) 電話番号 042-375-9581 FAX番号042-375-9584
- (5) 管理者名 濱谷 弘康
- (6) 介護保険指定番号 あいクリニック（1315022736号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) 医師                | 1人 (管理者兼務) |
| (2) 看護職員              | 1人以上       |
| (3) 介護職員              | 3人以上       |
| (4) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 2人以上       |
| (5) 支援相談員             | 1人         |
| (6) 事務職員              | 1人         |
| (7) 送迎職員              | 4人以上       |

(従業員の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、あいクリニックの運営に関わるすべての責任と権限を有し、施設の具体的な運営方針と目標を定め、経営戦略を立て、それを実行することで施設の健全な経営を実現するとともに、良質なサービスの提供を維持することで、地域社会に貢献し、かつ広く認知された施設とするための一切の役割を担う。
- (2) 管理者は通所リハビリテーションの経営管理、従業者の労務管理、指導、利用者に提供されるサービスの一切を管理する。施設で提供されるサービスを常に高水準に維持し、地域社会に貢献する。
- (3) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーションサービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の心身機能、住宅環境を把握し、各専門職と共に通所リハビリテーションサービス計画を作成し、計画に基づく介護を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに、機能訓練の実施、生活行為に際しての援助、職員、利用者並びにその家族に対する支援を行う
- (7) 支援相談員は、当通所リハビリテーション事業の利用相談、利用中の相談の窓口となり、利用者、介護者、各関係機関との連絡調整を行い、各専門職と共に通所リハビリテーション計画の作成を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。祝日も営業日とする。
- (2) 営業日の午前9時00分から午後5時00分までを営業時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、1単位45人とする。

#### (通所リハビリテーションの内容)

第9条 当通所リハビリテーションの内容は次の通りとする。

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、支援相談員等の専門職がチームで作成するケアプランに基づき、適切なリハビリテーション、レクリエーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助を実施する。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- (4) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

#### (利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食材料費（税抜629円）、おやつ代（税抜143円）、日用生活品費（実費相当額）、教養娯楽費（実費相当額）、基本時間外施設利用料、おむつ代、区域外の場合は送迎費（距離に応じて）、その他の費用（利用者個人に帰する物品等）等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

#### (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

多摩市の一帯（愛宕・東寺方・一ノ宮・関戸・貝取・永山・馬引沢・聖ヶ丘・百草・落川・諏訪・乞田・桜が丘・連光寺・和田）、日野市の一帯（百草999番地）

#### (施設の利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・金銭・貴重品の管理は、原則として利用者個人の責任の範囲で行うものとする。
- ・通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、当施設医師、看護職員の判断とし、必要と判断された場合は、かかりつけ医療機関の受診を行う。
- ・施設内での宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、原則として禁止とする。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・お持ちいただくものは別に定める「ご利用のしおり」による。

#### (非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者、火元責任者については、別に定める「災害予防管理規程」による。
- (2) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (3) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

- (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。詳細については緊急災害対応マニュアルに記す。
- (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上  
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
  - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 通所者に対して、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。
- (4) この他、社会医療法人河北医療財団多摩事業部就業規則に定める「服務規程」を遵守のこと。

(職員の質の確保)

第15条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。研修は主に次の内容とする。

- ① 法人の理念、事業内容に関するもの
- ② 接遇に関するもの
- ③ 専門的技術の向上に関するもの
- ④ 社会人として広い視野を有し、知見を広げる目的で行われるもの
- ⑤ 通所リハビリテーション事業のサービス向上につながると思われるもの

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人河北医療財団多摩事業部の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この施設が行う年2回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することができないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第19条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
  - (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第21条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会医療法人河北医療財団あいクリニック運営会議において定めるものとする。

## 附 則

この運営規程は、平成28年12月1日より施行する。

平成29年4月1日一部改正

平成29年10月1日一部改正

令和1年10月1日一部改正

令和6年1月1日一部改正

令和7年12月1日